

ベビーシッター養成講座受講補助事業費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、ファミリー・サポート・センター事業の提供会員の資質向上及び依頼会員の安心確保のため、公益社団法人等が実施するベビーシッターに関する研修等の受講等に要する経費を補助することについて、矢板市補助金等交付規則（平成14年矢板市規則第18号）（以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 市内に住所を有していること。
- (2) ファミリー・サポート・センター提供会員又は両方会員であること。
- (3) 市税を滞納していないこと。
- (4) 交付後、3年間は市内でファミリー・サポート・センター事業の活動を行うこと。

(補助対象事業)

第3条 補助対象事業は、次のものが実施する事業とする。

(1) 実施者

補助事業の対象となる実施者は、次の要件を満たす法人格を有する団体とする。

ア 社会福祉法人、特定非営利活動法人、公益社団法人、一般社団法人、公益財団法人、一般財団法人その他法人格を有すること。

イ ベビーシッター又はベビーシッターとして従事しようとする者
に対し、ベビーシッターとして従事するために必要な知識の習得の
ための研修等を行う民間団体であり、10年以上の活動実績を有す
ること。

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律
第77号）第2条第2号に規定する暴力団、申請者の役員等が暴力団
員である団体もしくは暴力団員がその経営に実質的に関与している
団体でないこと。

エ 国及び地方公共団体から補助金交付等停止措置又は指名停止措
置が講じられている者又は団体でないこと。

(2)事業内容

ア ベビーシッターを養成するための研修等

イ ベビーシッター資格認定試験等

（補助対象経費）

第4条 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、対
象事業の受講料又は受験料とする。ただし、消費税は含まないものとす
る。

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、補助対象経費の10分の10とする。ただし、補
助対象者1人につき50,000円を限度とする。

（交付申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする補助対象者は、研修等受講前に規
則に定める補助金等交付申請書（別記様式第1号）に次に掲げる書類を
添えて、市長に提出するものとする。

(1)研修等の実施者が確認できる書類の写し

(2)研修等の内容が確認できる書類の写し

(3)研修等の申込書の写し

(4)前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項の規定により申請をすることができる期間は、令和8年1月末までとする。

(交付の決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査し、補助金の交付を決定したときは、規則に定める補助金等交付決定通知書（別記様式第3号）により、当該申請をした者に通知するものとする。

(申請の撤回)

第8条 補助対象者は、この交付の決定又はこれに付けられた条件に意義があるときは、この交付の決定の通知受領後14日以内に、その旨を記載した書面を市長に提出することにより、申請の撤回をすることができる。

(補助金の変更交付申請)

第9条 第7条の規定に基づく決定を受けた者（以下「補助対象事業者」という。）が、この補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して交付申請等を行う場合の手続は、第6条の規定に準じて、変更交付申請書により、事情の変更した日から市長が指定した日までにこれを行うものとする。

(交付の請求)

第10条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者は、研修等受

講後補助金の交付を受けようとするときは、規則に定める補助金等交付請求書（別記様式第 6 号）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1)受講料又は受験料の領収書もしくは支払を証明する書類の写し

(2)研修修了書又は合格通知もしくは研修又は受験終了が確認できる書類の写し

(3)前 2 号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（補助金の交付の決定の取消し及び返還）

第 1 1 条 市長は、補助金の交付の決定を受けた者が虚偽の申請その他不正行為により補助金を受領したときは、補助金の交付の決定を受けた者に対し、既に交付の決定をした補助金に関して、交付決定の取消しをすることができる。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の全部又は一部を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、その返還を命ずることができる。

（その他）

第 1 2 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。